

## 確定申告に関するお知らせ

### 申告はお早めに

平成22年分所得税の確定申告が今月16日（水）から始まります。

期間は、3月15日（火）までの一か月間ですが、期限間近になりますと大変混雑しますので、早めに申告を済ませるようお願いいたします（土、日曜日を除く）。

なお、前年実績に基づいた確定申告書（名前入り）は税務署からすでに該当するみなさんに送付されていますが（前年パソコン等を利用して申告された方は「お知らせがき」が送付されています）、それに伴う申告相談の案内状は随時発送する予定です。

申告の際は、源泉徴収票、保険や医療費の領収書、収入や必要経費を証明する書類、印鑑などを忘れず持参してください。

また還付申告をする方は必ず利用金融機関の口座番号をメモしてください。

※国民年金保険料に係る社会保険料控除を受ける際には、国民年金支払通知書（はがきサイズ）を添付しなければなりませんので必ず持参してください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が遺族年金、障害基礎年金等から天引きされている方については、保険料の領収書が送付されていますので必要な方（確定申告に使用するため等）は役場税務課までご連絡ください。

### 早来地区の方

例年どおり早来庁舎横・保健センター2階で受け付けます。事業所得（白色）のある人や不動産所得のある人などについては、日時を指定して相談日をご案内します。また、所得の裏付けのない人、諸控除の否認がある人、申告すれば税金が戻る人などには日時を指定せず期間中に申告をするようお願いいたします。

### 追分地区の方

例年どおり追分庁舎2階・会議室で受け付けます。今年も地区ごとに相談日を

指定（左ページ参照）しますので、指定日に申告していただきますようお願いいたします。また、指定日で都合の悪い方は期間中に申告するようお願いいたします。しかし、どうしても用事がありお越しできない場合は、ご連絡ください。

（早来地区 ☎ 2513、追分地区 ☎ 2411）

### その他お知らせ

高齢者の中には支給されている年金から所得税を天引きされている方もおられ、この中には確定申告すれば還付になる方もいるかと思えますので、その際は会場までお越しください。（ご家族の方でも結構です。）口座番号の控えを忘れずに持参してください。

また、ご案内したにもかかわらず申告に来られなかった方は、後で所得税の他に加算税や延滞税を支払わなければならぬ場合もあります。町税についても住民税や国保税等について正しい計算ができず高い税金、保険料を納めることになる場合もありますので必ず申告するようお願いいたします。

## 苦小牧税務署からのお知らせ

### 『申告書は自分で作成して、お早めに！』

平成22年分の所得税（住民税及び個人事業税）の確定申告の受付が2月16日（水）から始まります。

#### 【受付期間】

所得税  
（住民税及び個人事業税）

3月15日（火）まで

消費税及び地方消費税  
（個人事業者）

3月31日（木）まで

確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告書の手引き」などを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。また、確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して簡単に作成することができます。ほか、作成したデータをそのままインターネット（e-Tax）に送信することができます。

苦小牧駅前プラザ「e-ga-o（エガオ）」7階の申告会場にお越しの際は、印鑑、「前年の申告書控え」及び確定申告に必要な書類をご持参ください（前年、税務署などの会場でパソコンを利用して申告された方で、「お知らせはがき」が届いている方はそのはがきも持参してください）。

なお、税務署の閉庁日（土日・祝日）は、税務署及び苦小牧駅前プラザ「e-ga-o（エガオ）」7階申告会場での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

問合せ 苦小牧税務署  
☎ 0144-32-3165

『便利なインターネット（e-Tax）を是非ご利用ください』

インターネットは、インターネットができるパソコンがあれば、税務署に出かけることなく国税に関する各種手続（所得税などの申告、全税目の納税及び各種申請・届出等）を自宅などから行うことができます。